

アレppoに関する両聖都ワクフの会計簿予備報告

清水 保尚

本報告は、オスマン朝下でメッカ、メディナの両聖都に居住する住民を物質的に援助するために設定された寄進財産であるワクフに関し、その収支を記した会計簿を検討するものである。こうしたワクフは帝国各地で設定されており、寄進された財源からの収益の徴収と目的地への送付は、国税の徴収とは異なる、精緻な管理の仕組みを必要としていた。ただこの分野に関して、いまだ資料に立脚した研究は端緒についたといえる段階であり、今後大いに研究が進む分野と考えられる¹。こうした研究段階にあるため、本報告は、ワクフの会計簿とメッカ・メディナでの受領者と受領額を記した帳簿、この二種類の様式を中心に予備的報告をおこなうものである。

両聖都のワクフ

両聖都のワクフとは、メッカ、メディナの両聖都に居住する住民や両聖都への巡礼者を援助するために、個人が私財をその目的に宛て設けた寄進財産である。両聖都に向けたこうしたワクフ形成は、オスマン朝以前にすでに設けられていた制度であり、シリアとエジプトに関していえば、オスマン朝は、征服前のマムルーク朝時代の制度を引き継ぎ、拡張させたものと考えられる。

寄進行為はあくまでも個人の行為であるので、両聖都に宛てたワクフ財源からの収益徴収はワクフ設定者がおこなうものであり、君主の一族や高官たちはそのようにしていたのではないかと考えられる。ただ本報告で取り上げるシリア北部の都市アレppoは、地域単位でワクフ運営組織を形成し、すなわち両聖都ワクフの管財人を任じ、徴収人を用いて周辺域に所在するワクフ財からの収益を徴収し取り纏め、そうした収入からワクフ運営に要する支出も独自におこなっていた点で特異な立場を占めていた。他にこうした位置づけを与えられていたのは、エジプト、ダマスカスである²。また、後述するようにメッカとメディナへの送金についてもアレppoに

¹ とりあえず、次の研究がある。Güler, Mustafa 2002, *Osmanlı Devlet'inde haremeyn vakıfları (XVI.-XVII. yüzyıllar)*, İstanbul.

² 帝国内の全体的な会計簿が作成される場合もある。次の会計簿では、エジプトとダマスカス

関する帳簿は単独で作成されていた。

様式

アレppoの両聖都ワクフに関する各会計簿の冒頭には「表題」があり、そこには、ワクフ名、管財人名、監督職保持者名、会計期間が記されている³。表題以下の会計簿の様式を概観すると、収入は「前期からの繰越金」と「ワクフ財源からの収入」からなる。ついで支出は、「手当」⁴、「諸経費」、「修理費」、「メッカとメディナへの送金」からなる。その上で収支を対照し収支上の「余剰金」が記される。さらに場合によっては、「余剰金」の項目の下に「余剰金からの各種支払い分」という形でさらに項目が記されており、こうした様式面はすでに林が考察している⁵。両聖都のワクフ会計簿がワクフ一般の会計簿と異なるのは、「メッカとメディナへの送金」の項目があることで、この項目では最初に総額が示され、そのあとにメッカ、メディア宛ての各々の送金額が記される⁶。

ついで個々の会計簿が扱う期間と用いる暦の問題にうつる。筆者が収集したすべてのアレppoの両聖都ワクフ会計簿は、会計を毎年ヒジュラ暦シャヴアール月朔日に開始し、翌年のラマダン月末日に閉じている⁷。このようにヒジュラ暦の上で二年にまたがるものの、会計上は開始年を基に「何年期」としている。例えば、TSAD3646-38は997年シャヴアール月朔日から998年ラマダン月末日の会計簿であるが、これは会計上「997年期」を扱う帳簿である。ただ土地からの収益もワクフ財源に指定されているので、実際には太陰暦と太陽暦が併用されていたようであり、それぞれ *hilâlî* と *senevî* と表現されている⁸。このため、太陽暦に基づいて徴収

以外の地域の会計がまとめて記されている。Bizirlik, Alpay 2000, “Hicri 1003(1595) tarihli defterin ışığında bazı Osmanlı vilâyetlerindeki haremeyn vakıfları,” *Osmanlı Araştırmaları* 20, 37-72.

³ 表題がない場合、また書記名が記載されている場合もある。

⁴ 実質俸給 *mevâcib* であり、そのように記す帳簿もある。

⁵ 林佳世子 2009「アヤソフィア・ワクフの一年—1667年付け収支簿台帳からみるオスマン帝室ワクフの運営」『明大アジア史論集』第13号, 80頁。

⁶ 会計簿全体で表示される貨幣単位は、概ねシリアで流通していたパラと呼ばれる銀貨である。

⁷ 16世紀末から17世紀初頭に関するシャーム(ダマスカス)の両聖都ワクフ会計簿では、会計期間はムハラム月朔日からズルヒッジャ月末日となっている。

⁸ この会計簿では、今期の収入 *mahsûl-i cedîde-i evkâf* は、太陰暦 *hilâlî* と太陽暦 *senevî* でそれぞれ計上されている(TSAD3646-38, 1-b)。TSAD3646-39では、今期の年は「丸一年 *sene-i kâmile*」と表現されている。asl-ı mâl fi sene-i kâmile ma' bakiyye-i sene-i mâziyye。その上で今期の収入も

をおこなっている地税と関わる項目の所では「998年に生じた997年期から」と表現されている⁹。

収益先の地理的分布

ここでは収入項目を概観する中で、ワクフ財がいかなる種類の収益からなるのか、また収益先はいかなる地理的分布を示しているのかを明らかにしていく。内容に立ち入る前にひとつ確認しておく。会計簿では細目を詳細に記す場合とそうでない場合がある。これは会計簿の性質の違いによるものであり、詳細なものは会計簿 *muhâsebe* であり、簡素なものは会計簿の要旨 *icmâl* である。また、両聖都ワクフの財源とされた施設および土地の場所はわかるが、そもそもの寄進者が誰であるのか会計簿ではわからない。

まず、徴収の地理的範囲を表現したものとして、ある会計簿では「アレppo市、アレppo周辺域 *tevâbi'âhâ* および諸県」と記している。

会計簿では、まず①アレppo市からの収入が記載される。月極で賃貸料を計算していると思われるハーン、店舗、家屋などが、ヤシュバクといったスーク(市場)名やダーヒル・バーブ・キンナスリーンといった地区名などの所在地に基づいた徴収区単位でまとめられ、物件名と収入が記載されている。ついで地代 *hikr*、アレppo近郊の果樹園、特定のワクフからの収入の項目が立てられ順に記される。ここでは、徴収区単位ではなく個々の物件名が地代など上記三つの項目ごとにまとめて記されている。このあと、②ナーヒエ単位で記載が行われ、アレppo県内のナーヒエであるジャバル・スイマーン、バーブ、マンビジ、ジャップール、サルミーンなどが記される。これに次いで、アレppo県外のナーヒエが記され、ビレジキ、アインターブ、ルムカレ、マラティヤ、ダレンデに所在するワクフ財源が記載される。ナーヒエを単位とする記載箇所では、村、枝村、地片などからの収入と都市部の賃貸料が書かれている。

ワクフ管理のスタッフ

支出の「手当」項目では、収益の管理・徴収に携わる人員スタッフの役職名がわかり、通常のワクフ組織同様、管財人、書記、徴収人 *câbi* を担当する人物名が列挙

前期からの繰越金いずれも二つの暦を併用している。‘an mâl-ı cedîd-i senevî ve hilâlî. ‘an mâl-ı sene-i mâziyye-i senevî ve hilâlî (TSAD3646-39, 2-b).

⁹ ‘an vâcib-i sene 997 ki fi sene 998 vakî’ şude (TSAD3646-38, 7-b). *vakî’ şude* の代わりに *el-vakî’* と記される場合もある(TSAD3660-43, 12-b).

されている。アレppo市内所在の建造物から賃貸料を徴収する徴収人 *câbi-i musakkafât* は、特に各徴収者名の所に担当地区の記載はない。一方、アレppo市外の徴収人は、各ナーヒエ(複数のナーヒエを同時に請負う場合もある)単位で徴収を担当している。

会計簿に反映する政治動向

オスマン文書館のカタログでは、一様に会計簿と分類されているものの、各帳簿内の記載や署名者を仔細に見ていくと、そこにはワクフの管理および政治上の動向を帳簿上で窺うことができる。

トプカプ宮殿博物館文書館ではアレppoの両聖都ワクフに関して、992-993年から999-1000年まで会計簿が連年途切れることなく保存されている。その中でも同一会計年に関して2冊帳簿が残存している、999-1000年の会計簿を検討してみることとする。この会計年に関して TSAD3646-40 と TSAD3660-46 という番号で整理された2冊の帳簿がある。前者は会計簿をまとめた要簿 *icmâl-i muhâsebe* のみであり、後者は会計要簿と会計簿という二つの資料を含んだ一冊の帳簿である。まず後者の検討から始めてみよう。

まず表題から、TSAD3660-46のワクフ管財人はハビーブッラーであり、監督(*nâzır*)職者はダールウッサーデ・アース(至福の居所の長)職にあったセルヴェル・アーであった。またこの会計要簿と会計簿の作成責任者は、帳簿の最後にある署名と捺印から判断して、アレppoのカーディーであるハサン・ブン・アリーと考えられる¹⁰。このため、この帳簿はアレppoのカーディーが作成し、宮廷に提出したものと判断できる。宮廷に提出されたこの帳簿は、提出後に監査を受けたのではないかと考えられる。入手した帳簿のデジタル画像がモノクロであるため、あくまでも推測であるが、所々色の濃淡の異なる箇所があり、色の薄い箇所では未徴収額が前会計期また今会計期いずれのものなのかを数字をあげて書き記しており、これは後に書き加えられたと考えられるためである¹¹。

一方で同じ会計期の会計要簿である TSAD3646-40 は、ワクフ管財人はハビーブッラーであるが、監督職在任者はダールウッサーデ・アース職に就いていたメフメト・アーである。さらに帳簿最後には監督のムスタファ・アーと査察官 *müfettiş* のメフメトの署名・捺印があり、1001年ラマダーン月中旬(西暦1593年6月)の日付が記されている。両者の会計簿は同じ会計期を扱いながら総収入を始めとして各項目の数

¹⁰ この帳簿には署名・捺印の上部に日付がない。

¹¹ TSAD3660-46, 3-a.

字が異なっている。こうした監督が異なる二つの帳簿が残っている理由はいかなる事情なのだろうか。

この帳簿が作成された時期は、実は宮廷内での実権の確保をめぐる白人宦官と黒人宦官が競っていた時期であった。両聖都ワクフの監督職を黒人宦官が握ったのはメフメト・アーの時期(995年)といわれ、帝室ワクフや両聖都ワクフの監督権限と結び付いたダールウッサーデ・アース職の獲得が焦点となっていたのである¹²。同職が黒人系の宦官セルヴェル・アーから白人系の宦官ムスタファ・アーの手に移ったのは、1000年シャヴヴァール月(1592年7-8月)といわれる¹³。この点で、ムスタファ・アーの就任時期は、ヒジュラ暦の上で年を跨ぐシャヴヴァール月からラマザン月をカバーするアレppoの両聖都ワクフの会計期からみると、まさに端境期に当たっていた。またムスタファ・アーの署名・捺印が付された帳簿の日付(1001年ラマダーン月中旬)からみると、TSAD3646-40は、999-1000年会計期終了から1年後のものであり、このタイムラグには前任者の任期中の会計を正すとともに、そこに実際の収益徴収実績を含めたなんらかの事情があったことが予想されるのである。

政治的な変動が帳簿に反映したことを窺わせるほかの時期として、1077年から1079年頃を挙げることができる。1077-78年と1078-79年の二つの会計期に関する、各々二つの会計簿をもとに考えてみよう。

オスマン文書館で両聖都ワクフ会計簿として整理されているEV.HMH.d190(1077-78年)とEV.HMH.d197(1078-79年)の二つの帳簿では、両聖都ワクフ監督職にはいずれも黒人宦官長アッバース・アーが就いており¹⁴、いずれの日付も1079年ズィルカーデ月18日となっている。また双方の帳簿ともアッバース・アーの署名・捺印のみがあり、査察官のものはない。両帳簿とも財政文書で用いられるスィヤークト体のみで記されている。これに対しトプカプ宮殿文書館に所蔵されるTSAD3989-62(1077-78年)とTSAD3989-64(1078-79年)は、読みやすい平易な書きぶりで、数字もトルコ語の読みで記されている¹⁵。またこの両帳簿には、署名・捺印、

¹² Altındağ, Ülkü 1994 “Dârüssade Ağası,” *TDV İslam Ansiklopedisi*, C 9, s. 1.

¹³ Mustafa Selânikî, *Tarih-i Selânikî*, ed. Mehmet İpşirli, İstanbul, 1989, C 1, s. 281.

¹⁴ アフメト・レスミーによれば、アッバース・アーのダールウッサーデ・アース職への就任は、1078年シャヴヴァール月下旬(1668年4月)。Ahmed Resmî Efendi, *Hamiletü'l-küberâ*, ed. Ahmet Nezihî Turan, İstanbul, 2000, s. 58, 112.

¹⁵ この二つの会計年に関して、トプカプ宮殿博物館文書館では会計を口頭で奏上するため作成したと思われる文章による会計報告がある。TSAD3989-63(1077-78年)、TSAD3989-65(1078-1079年)。

日付がない。同じ年に関する、こうした読みやすい平易な書きぶりの帳簿は、林の研究でも紹介されている。いまだ推測の域は出ないが、キョプリュリユ家による改革期といわれるこの時期にワクフの管理をめぐって大いなる政治的変化が生じたのではないかと予測されるのである¹⁶。

会計簿作成プロセスに関する試論

残存する個々の会計簿について署名者と保管場所に注目すると、それらが会計上の事務処理過程の異なる段階で作成されたものであることが了解される。ここではあくまで試論として、作成プロセスを一瞥したい。

アレppoの両聖都ワクフに関する最初の会計簿は、筆者が確認する限り、992-993年期に関する帳簿である。この会計簿は、アレppoのカーディーが自身の台帳から書き写したとされる¹⁷。これを含めてこの時期の会計簿のすべてはトプカプ宮殿博物館文書館に所蔵され、署名・捺印者はアレppoのカーディーが多い。こうした点を考えると、この時期に両聖都ワクフの書記が作成した会計簿は、何らかの理由でアレppoのカーディーの監査を受け、宮廷に提出されたケースが多かったといえる。16世紀末の時点で宮廷内に後の「両聖都ワクフ局」というような官僚組織があったのかは不明だが、提出された帳簿を基に両聖都ワクフの監督が会計簿を作成したことは、彼が署名・捺印を付した帳簿の存在から確かであろう。この段階で恐らく帳簿は複数作成され、一部を宮廷で保管し、一部は中央財務局に提出したものと推測される。ただ財務局に提出されたと思われるアレppoの両聖都ワクフの帳簿は、このあと1078-79年期まで確認できない。これ以降に両聖都ワクフ監督と査察官の署名・捺印を帯びた会計簿が散見されるが、これが最終的処理を受けたものであるのか否かは、現在の所明らかではない。

スツレ

ここでは両聖都ワクフの会計簿の支出項目中、「メッカとメディナへの送金」にあたるスツレとその内容を記したスツレ台帳について略述する。

スツレ *surre* とは、語義として袋またはお金を入れた袋を指し、諸王朝から巡礼時に両聖都の住民に送り届けられた金品などの支援を指す。オスマン朝期、送付され

¹⁶ アッパース・アーの政治的立場は今の所明らかではない。彼の後任者であるユスフ・アーに関して、Hathaway はユスフ・アーがキョプリュリユ家の被庇護者である可能性を示唆している。Hathaway, Jane 2005, *Beshir Agha : chief eunuch of the Ottoman imperial harem*, Oxford, 33.

¹⁷ TSAD3660-42 (992-93年).

る金品と穀物の原資は、帝室の個人的献金・品、及び両聖都ワクフから得られた現金、穀物であった。両聖都に居住するオスマン朝行政担当者と住民に配られる現金は、スッレ・エミニ *surre emini* と呼ばれる役職者を介して送られ、受給資格者の名前と受給額は、スッレ台帳¹⁸に記され、この台帳を基に配布がおこなわれた。

地域単位で独自にスッレ台帳を作成するのは、首都イスタンブルを除くと、エジプト、ダマスカス、アレppoである。またスッレが送付される場所は、先行研究とカタログを読んだ筆者の印象では、メッカ、メディナ、エルサレム、ハリール・アッラフマーン、ダマスカスである。

送付に当って作成された台帳は、配布の現場で確認用に利用され、その後イスタンブルに送り返された。最終的な事務処理後に台帳が、いかなる様式を帯び、最終的に誰の署名・捺印を付されたのかは、実のところよくわからない。二つの台帳を例にとり具体的に様式をみてみよう¹⁹。

スッレ台帳の様式

オスマン文書館ではスッレ台帳は主に両聖都ムカーター・スッレ台帳分類におさめられている。同分類でアレppoに関する年代的に一番古いスッレ台帳は、EV.HMK.SR.d1 である。最初のページに時の君主のトゥーラ(花押)がある。次のページに本台帳の表題があり、ここからこの帳簿がアレppoのスッレをメディナに送付したものとわかるが、何年期のスッレが宛てられたのかは書き記されていない。このあと受給者名と受給額が順次記されていく。金額は、金貨を単位として、まずスィヤーカト書体で記されて、それに添えてアラビア文字で表記したトルコ語の数字が併記される。トルコ語の数字の箇所は、入手した資料がモノクロ画像であるため推測であるが、人物名やスィヤーカト書体で記された数字の箇所より薄くなっており、恐らく朱筆と考えられる。台帳の最後では、両聖都ワクフの監督、査察官、メディナのカーディー3名による署名・捺印がある。さらに3つの尾つきの署名があり、これは中央の3名の財務長官のものではないかと推測される。1009年シャールバン月中旬(1601年2月)の日付がある。

同じ分類で時系列の上でアレppoのスッレ台帳を次に確認できるのは、EV.HMK.SR.d170 である。この台帳の最初のページでも君主のトゥーラがあり、次

¹⁸ スッレ台帳の視覚的実例については、*Surre-i Hümayûn*, İstanbul, 2008, s. 110-15 を参照のこと。同書は *Imperial surre* の書名で英語版も出版されている。スッレに関する研究は次の研究を参照されたい。Atalar, Münir 1991, *Osmanlı tarihinde surre-i hümayûn ve surre alayları*, Ankara.

¹⁹ 筆者がいまだ網羅的にスッレ台帳を収集していないことを述べておく。

ページには台帳の表題がある。メディナの住民に宛てられたこのスッレ台帳では、ここに 1081 年期(vâcib-i sene 1081)と記されている²⁰。受給者名と受取り金額の記載後、両聖都ワクフの監督、査察官、メディナのカーディー、メディナの聖域の管理者であるシャイフ・アル＝ハレム Şeyh al-Harem al-Nebevî の計四名の署名・捺印がある。1081 年ラジャブ月 12 日(1670 年 11 月 25 日)の日付がある。

わずかな例であるが、台帳の様式として、トゥーラ、表題、個々の受給者名と受給額、日付、署名・捺印者を確認できた。ハレブに関する 1009 年以前のスッレ台帳はいずれもトプカプ宮殿博物館文書館に所蔵されている。トプカプ所蔵の帳簿では、上記のようなある種整然とした体裁とは異なり、清書に到る前段階の調整が窺えるが、詳細な分析は今後の課題としたい。

最後にいまだ解明できていない二つ問題点を指摘したい。ひとつは、会計期の何年期のものが何年のスッレとして送られたのかは、必ずしも明らかではないということである。もうひとつはアレppoで徴収されたワクフ収益がいつ、どこでスッレ・エミニに手渡されたのかが判然としないことである。これにはスッレの移送経路が必ずしも明らかではないという問題が関係している。現在の所、移送経路は、1714 年までカイロを経由して送られたという Uzunçarşılı の説に他の先行研究も依拠しており²¹、16-17 世紀にいかに移送が実施されたかは十分に検討されていない。したがって、この二点も今後解明する課題としたい。

おわりに

本報告は、アレppoの両聖都ワクフ会計簿について、その様式を中心に略述をおこなった。最後に会計簿に付された事務処理を含めた様式を考えるにあたって、17 世紀という時代が抱える問題点を挙げて本報告を終えることとしたい。まず、17 世紀はオスマン朝の財務組織が組織変革を遂げた時期であるという点である。中央財務局の組織原理が、税源に依拠した地域区分に基づく組織編成から主計局を筆頭とする職域に基づく部局単位の組織に変貌を遂げたのはこの世紀であった。まずバルカンとアナトリア西部を中心とした財政的中核地域でこの動きが始まり、17 世紀半ばには中核地域以外の地方財政管区も中央部局の管理下に再編されることになった。

²⁰ 表題に挙げられているワクフの名称は、アレppoの諸ワクフ evkâf-ı Halebiyye、故ハムザヴィーのワクフ vakf-ı merhûm Hamzevî、故オメル・エフェンディのサブン・ハーンの賃貸料の諸ワクフ evkâf-ı icâre-i Hân Sâbûn-ı merhûm Ömer Efendi である。

²¹ Uzunçarşılı, İsmail Hakkı 1972, *Mekke-i mükerreme emirleri*, Ankara, 35; Barbir, Karl K. 1980, *Ottoman rule in Damascus, 1708-1758*, Princeton, 126.

この点は近年の研究で大まかな合意を得ているが、必ずしも実証的研究に依拠している訳ではない。このため、帳簿に施される処理はこの組織変革の流れを解明しない限り、真に理解することが不可能である。もうひとつはオスマン帝室の性質の変化と帝室が握った財源の問題である。17世紀には皇母と黒人宦官の結託²²による宮廷の支配が説かれるが、これもまたその歴史的経緯と彼らが掌握した財源の問題は明らかにされていない。この二点は一見別々の問題のように思われるが、オスマン朝の国家財政と帝室財政との関係を考える上で、極めて重要な問題である。本報告は、以上二点にまだ見通しを与える段階に至っていないが、今後こうした課題を念頭に研究を進めていきたい。

(史料)

EV.HMH.d (Evkaf Haremeyn Muhasebeciliği Def.)

EV.HMK.SR.d (Evkaf Haremeyn Mukataası Surre Def.)

Hamîletü'l-kübêrâ : Darüssaade ağaları / Ahmed Resmî Efendi ; hazırlayan, Ahmet Nezihi Turan, İstanbul : Kitabevi, 2000.

Tarih-i Selânikî / Selânikî Mustafa Efendi ; hazırlayan, Mehmet İpşirli, İstanbul : İstanbul Üniversitesi Edebiyat Fakültesi, 1989, C 1.

TSAD (Topkapı Sarayı Arşivi defter)

(研究文献)

Anonym (2008) *Surre-i Hümâyûn*, İstanbul : İstanbul Büyükşehir Belediyesi Kültür A.Ş. Yayınları.

Atalar, Münir (1991) *Osmanlı tarihinde surre-i hümâyûn ve surre alayları*, Ankara : Diyanet İşleri Başkanlığı.

Altındağ, Ülkü (1994) “Dârüssade Ağası,” *TDV İslam Ansiklopedisi*, C 9.

Barbir, Karl K. (1980) *Ottoman rule in Damascus, 1708-1758*, Princeton : Princeton University Press.

Bizbirlük, Alpay (2000) “Hicri 1003(1595) tarihli defterin ışığında bazı Osmanlı vilâyetlerindeki haremeyn vakıfları.” *Osmanlı Araştırmaları* 20.

Güler, Mustafa (2002) *Osmanlı Devlet'inde haremeyn vakıfları (XVI.-XVII. yüzyıllar)*,

²² 最近、Hathaway は自身の従来の研究を次の論考で要約している。Hathaway, Jane 2009

“Eunuch households in Istanbul, Medina, and Cairo during the Ottoman era,” *Turcica* 41: 291-303.

İstanbul : TATAV.

Hathaway, Jane (2005) *Beshir Agha : chief eunuch of the Ottoman imperial harem*. Oxford : Oneworld.

——— (2009) “Eunuch households in Istanbul, Medina, and Cairo during the Ottoman era.” *Turcica* 41.

Uzunçarşılı, İsmail Hakkı 1972 *Mekke-i mükerreme emirleri*, Ankara : Türk Tarih Kurumu.

林佳世子 (2009) 「アヤソフィア・ワクフの一年—1667年付け収支簿台帳からみるオスマン帝室ワクフの運営」『明大アジア史論集』第13号: 77-97頁.